

酒造好適米生産を営む農業者の皆様へ
コメ新市場開拓等促進事業（酒造好適米優先枠：30億円等）のご案内

事業の概要

酒造好適米の安定供給を図るため、**生産性・品質の向上や収量の安定化、**産地と実需の結び付きの強化に取り組む農業者の皆様を支援します。

対象作物・単価

1. 酒造好適米

対象

農産物規格規程に定める**醸造用玄米**
 (当該都道府県の産地品種銘柄に限らない)

単価

**令和8～10年度の取組年数に応じ、
 最大3万円/10aを支援※**

※「1年あたり1万円/10a×最大3年間」を
 令和8年度に一括で支援します。

2. 新市場開拓用米

対象

- ・**輸出される酒造好適米**※ または
- ・**輸出される酒類の原料となる酒造好適米**※

単価

**令和8年度の取組に対し、
 4万円/10aを支援**

※これらに該当する酒造好適米は「新市場開拓用米」として取り扱うことができます。

スケジュール

1月上旬

要望調査開始

3月下旬～4月上旬まで※

取組計画書の提出（農業者⇒地域農業再生協議会）

4月30日

要望調査〆（農政局⇒農水本省）

5月頃

採択／不採択の連絡

6月30日まで

営農計画書等の提出（農業者⇒地域農業再生協議会）

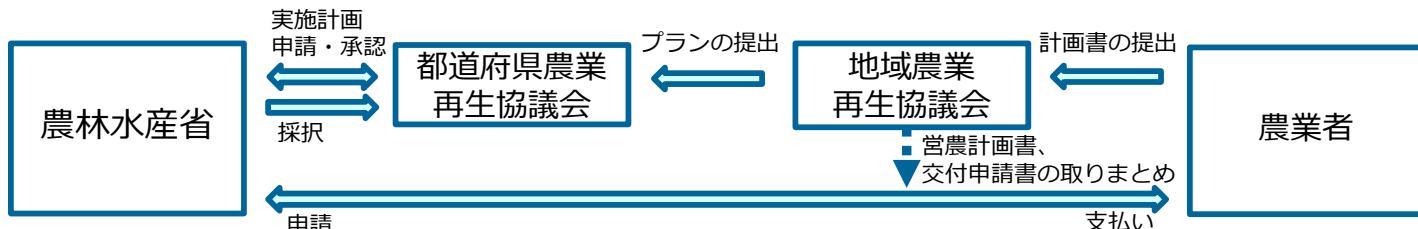
↓ 酒造好適米の生産・出荷・販売

12月20日まで

出荷・販売実績の報告（農業者⇒地域農業再生協議会）

※取組計画書の提出期限は地域農業再生協議会毎に設定しているため、協議会へご確認ください。

事業の流れ



要件

1. 本事業の要件

①実需者との事前契約

直接または**集荷業者**（JA等）を通じて、**実需者**（酒蔵または酒造組合）との事前の契約の締結等が必要です。

②低コスト生産等の取組

本パンフレットP2-3の**低コスト生産等の取組メニュー**の中から3つ以上の取組を行うことが必要です。

これらのメニュー以外にも、**酒造好適米の品質の向上や収量の安定**に資する取組であれば、**都道府県農業再生協議会**が**地域特認メニュー**として位置づけることができます。

※地域農業再生協議会が策定する「**産地・実需協働プラン**」に対象農業者として位置付けられる必要があるため、協議会へ**取組計画書**を提出ください。

2. 酒造好適米支援の要件

要件 1

- ① 農業者が酒蔵と**直接取引**を行うこと または
- ② **集荷業者を挟む**場合には、
 - ・**一定のまとまりを持ったほ場**において生産されること もしくは
 - ・酒米協議会等の**安定的な生産に向けた体制**が整っていること

酒米产地協議会、酒米生産部会、酒米研究会等が整備されている地域や、集荷業者が実需者からの需要に応じて生産者への面積配分の調整を行っている地域等、**安定的な生産に向けた体制**が整っていると判断できる地域で生産されること

要件 2

3年間の長期契約に取り組む場合には、農業者側と酒蔵側との間で、**「価格決定の考え方」を予め設定**すること

直接取引の場合は農業者と酒蔵との間、集荷業者を挟む場合は例えば全農県本部と県酒造組合との間の契約書において、**価格決定の考え方**（例：「○月頃に○○を踏まえて○○と○○が協議して決定」等）を予め設定すること

3. 新市場開拓用米の要件（留意事項）

- ・新市場開拓用米の「**加工用米等取組計画書**」が受理されていることが必要なため、地域農業再生協議会に相談ください。
- ・お米や酒類が**計画通りに輸出**されていることの確認が必要です。
 - 別紙「「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」に定める新市場開拓用米（輸出用醸造用玄米）の範囲の扱いについてのQ&A」を参照ください。

4. その他の要件

「**経営所得安定対策等交付金**」に係る**営農計画書等の提出**が必要なため、地域農業再生協議会に相談ください。